

阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会
会員各位

阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会
会長 草村 大成
(公印省略)

令和3年度阿蘇南郷檜のブランド化推進協議会支援事業に関する要望量調査について(案内)

時下ますます御清栄のことと御慶び申し上げます。

平素は当協議会の事業運営にあたり、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、阿蘇南郷檜の森づくり事業について、会員の皆様へ要望量調査を実施しますので、添付資料(補助金交付要綱及び実施要領)をご査収の上、別紙「要望量調査票」へ記入いただき、8月27日(金)までに事務局までご提出ください。尚、ご質問等ございましたら事務局までご連絡ください。

また、令和3年度総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期しております。ご理解ご協力お願いいたします。

記

- 1、事業名 阿蘇南郷檜の森づくり事業
- 2、期 限 令和3年8月27日(金)まで要望量調査票へご記入の上、事務局へ郵送又は持参して下さい。
- 3、内 容

- 奨励品種普及対策事業 苗木代の助成 ※1
- 優良材育成技術支援事業 枝打ち施工費の助成 ※1
- 銘木市出荷促進支援事業 極積料の助成 ※2
- 銘木市木材利用推進事業 運搬費の助成 ※2
- 見本林設置事業 案内板製作費 ※3

※1) 苗木の生産量や枝打ち事業量を調整するため、阿蘇森林組合を通して補助申請いただきます。

※2) 出荷量の調整や出荷証明書を発行するため、熊本木材(株)を通して補助申請いただきます。令和3年度くまもと秋の選木&銘木市は10月22日(金)になります。

※3) 掲載内容は事務局と考案し製作します。設置は森林所有者にてお願いします。

阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会 担当：高田/高倉
〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地
(高森町役場農林政策課内)
TEL：0967-62-2915 / FAX：0967-62-1174

令和3年度阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会

阿蘇南郷檜の森づくり事業

要望量調査票

令和3年 月 日

1、氏名	⑩						
2、住所	〒	—	郡市	町村大字	番地		
3、電話番号	自宅	(—	—)		
	携帯電話	(—	—)		
4、林分所在地	林分①	郡市	町村大字	字	番地		
	林分②	郡市	町村大字	字	番地		
	林分③	郡市	町村大字	字	番地		
	林分④	郡市	町村大字	字	番地		
5、面積	林分①	ha/林齢	年	／	林分②	ha/林齢	年
	林分③	ha/林齢	年	／	林分④	ha/林齢	年
6、内容	希望される施業について○印と上記対象林分の番号をご記入ください。						
	事業内容		希望するものに○		林分番号		
	再造林について	苗木代					
	枝打ち施工について	施工費					
	銘木市出荷について	桧積料					
		運搬費					
見本林設定について	案内板製作費						
7、施行する人	阿蘇森林組合		検討中		個人 (業者等を含む)		
8、その他特記事項等							

○阿蘇南郷檜の森づくり事業補助金交付要綱

令和3年6月11日
告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県阿蘇地域の森づくりに適し優れた性質を持つ品種「ナンゴウヒ」を地域材として生産するため、育林整備、育成技術継承、木材利用に必要な活動に関し、阿蘇南郷檜の森づくり事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 この要綱において補助金の交付対象となる事業は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨励品種普及対策事業
- (2) 優良材育成技術支援事業
- (3) 銘木市出荷促進支援事業
- (4) 銘木市木材利用推進事業

(補助事業者)

第3条 この要綱において補助金の交付対象となる者は、阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会会員及び次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 認定林業事業体
- (2) 木材供給事業者認定団体

(補助率又は補助金額)

第4条 補助事業に対する補助率又は補助金額は、補助事業ごとに次の各号に定めるところによる。

- (1) ナンゴウヒ苗購入費 30円/本
- (2) 熊本県森林環境保全整備事業標準単価に規定する「枝打ち」標準単価×間接費率×事業量×査定係数150/100
- (3) 桤積料 1,100円/m³
- (4) 運搬費 2,200円/m³

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)と次に定める書類を添え、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行

う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 会長は、前項により補助金の交付の決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書(様式第3号)に通知するものとする。
- 3 会長は、補助金の交付を決定する際に、その目的を達成するために必要があるときは条件を付することができる。

(事業内容の変更及び承認)

第7条 補助事業者は、前条第2項の決定通知を受けた事業の内容について、次の各号に定める変更要件を生じたときは、補助金変更交付申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の中止
 - (2) 補助金額の増額及び20%を超える減額
 - (3) 補助事業内容の重要な部分に関する変更
- 2 会長は、前項により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容が適当であると認めるときは、その承認をするものとする。
 - 3 会長は、前項により変更の承認をした場合において、補助事業に要する経費に変更を生じるときは補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、補助事業に要する経費に変更を生じないときは計画変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第7号)と次に定める書類を添え、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査及び現地確認検査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金請求書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第11条 会長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金交付決定の内容又は、これに付された条件に違反したときは、補助金交付の決定の一部又は全部を取り消し又は、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(補助金の交付条件)

第12条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、申請書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(他の交付金との併用)

第13条 補助事業者は、他の交付金と併用する場合は、この補助金とその他の交付金を明確に区分しなければならない。

(森林所有者の協力)

第14条 この補助金の交付を受けた森林所有者は、施工後も引き続き森林経営を行うことに努めるものとする。

2 この補助金の交付を受けた森林所有者は、この補助事業に関する広報活動に協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年度4月1日から適用する。

阿蘇南郷檜の森づくり事業実施要領

この要領は、日本の伝統建築に必要な資材であるヒノキの大径材、良質材(通直完満な枝打ち材等市場からの調達が困難なもの)を地域材として生産するための森づくりに対し、育林整備、育成技術継承に必要な活動に関し、阿蘇南郷檜の森づくり事業補助金交付要綱(令和3年6月11日告示第1号)に定めるもののほか、この要領に定める。

第1 目的

この事業は、熊本県阿蘇地域の森づくりに適し優れた性質を持つ品種「ナンゴウヒ」を増殖させ、適期適切な森林整備を行うことで、育成技術継承、地域材として将来にわたり優良なヒノキ材を生産することを目的とする。

第2 事業内容

阿蘇南郷檜の森づくり事業を推進するため、以下の事業を実施する。

1 阿蘇南郷檜見本林設置事業

- (1) ナンゴウヒの育成技術が継承されている森林に対し、「阿蘇南郷檜の森」として見本林を設定する。
- (2) 見本林の選定は、森林所有者の申請に基づき、幹事会委員の助言を得て審査を行う。
- (3) 選定された森林所有者に対し、これまでの育成方法と将来の森づくりビジョンを顕彰する案内板を供与する。
- (4) 選定された森林所有者は、設定された森林の保育活動及び木材生産の情報公開に努め、普及啓発に協力すること。
- (5) 選定された森林所有者は、設定された森林に対し権原の変更など、森林のモニタリングを行い必要に応じて報告すること。
- (6) 設定要件を満たさなくなったとき又は、その他特別な理由がある場合、幹事会委員の助言を得て設定を解除する。
- (7) 見本林の選定要件
 - ア 個人所有林であること。
 - イ 挿し木により育苗、植栽されたナンゴウヒの単純林又は混交林であること。
 - ウ 森林所有者の植栽履歴又は施業履歴が明らかな山林であること。
 - エ 外部形態識別により、ナンゴウヒの特性が認められる山林であること。

2 阿蘇南郷檜出荷証明書発行事業

- (1) 森林所有者及び補助事業者に阿蘇南郷檜の原木出荷証明書を発行することができる。
- (2) 証明書の発行要件
 - ア 幹事会員委員により現地確認が行われた山林であること。
 - イ 伐造届の届出書(森林法第10条)又は、森林経営計画の認定書(同法第15条)が提出された山林であること。
 - ウ 森林所有者は、このナンゴウヒの特性を理解し、自らの責任において証明書の信頼性を確保しなければならない。
 - エ 森林所有者は、証明書の発行に対する検査を正当な理由なく拒むことができない。

第3 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。